



平成24年度税制改正 相続税・贈与税関係

税理士 廣瀬 裕

平成24年度の税制改正法案は、3月30日参院本会議で可決し、成立した。そのうちの相続税・贈与税関係です。

1. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合における贈与税の非課税

【内容】

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例について継続又は拡充されます。省エネルギー・耐震性を備えた良質な住宅用家屋に対する特例が新設され、その他の住宅用家屋については金額を縮減しつつ延長され、適用期限が平成26年12月31までとなりました。

【非課税枠】

●省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
非課税限度額 1,000万円	非課税限度額 1,500万円	非課税限度額 1,200万円	非課税限度額 1,000万円
相続時精算課税制度 2,500万円	相続時精算課税制度 2,500万円	相続時精算課税制度 2,500万円	相続時精算課税制度 2,500万円
3,500万円	4,000万円	3,700万円	3,500万円

●上記以外の住宅用家屋

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
非課税限度額 1,000万円	非課税限度額 1,000万円	非課税限度額 700万円	非課税限度額 500万円
相続時精算課税制度 2,500万円	相続時精算課税制度 2,500万円	相続時精算課税制度 2,500万円	相続時精算課税制度 2,500万円
3,500万円	3,500万円	3,200万円	3,000万円

【適用要件】

適用対象となる住宅用家屋の床面積については、240㎡以下であること等一定の要件に該当すること。

2. 山林を相続した場合の相続税の納税猶予制度の創設

【内容】

林業経営相続人が、相続により認定計画区域内に存する山林を一括して相続し、かつ、引き続き林業を継続していくときは、山林の価格に対応する相続税額の80%に相当する部分については、当該林業経営相続人の死亡の日までその納税が猶予されます。

3. その他/国外財産調書制度の創設

【内容】

その年の12月31日において国外に5,000万円を超える財産を所有する居住者は、当該財産の種類や時価等を記載した「国外財産調書」を翌年3月15日までに税務署長に提出しなければなりません。

【施行時期】

平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用。

【提出促進策】

国外財産に関する所得等の申告漏れが発覚した場合において、

①国外財産調書に国外財産の記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減する。

（所得税・相続税）[優遇措置]

②国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重する。

（所得税）[加罰措置]

（注）故意の調書不提出・虚偽記載についての罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）を整備する（併せて情状免除規定を設ける）。